高座渋谷駅東側商業地
まちづくり・街なみ整備に関するお願い

皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、高座渋谷商店会街づくり部会による街なみ整備イメージの提案を受けて、大和市の協力のもと、『街なみ整備調整部会』を立ち上げました。

『街なみ整備調整部会』では、地権者・企業、及び商店会等の皆様とともに、**「人と人とのつながり・ふれあい（和）をたいせつにしたまちづくり」**を掲げ、住む人・訪れる人にとって愛着のわく、**「地域としてのまとまりある街なみ整備」**をめざしていきたいと考えております。

とくに、街のメインストリートである滝山街道沿いの一部エリアにおきましては、**『連続した庇と「和」のテイストによるまとまり』**等をテーマとして掲げました。

今後、皆様の建物計画・設計等にあたり、恐縮ではございますが、ご協議をお願いしたいと存じます。

将来における高座渋谷のまちづくりにむけ、皆様のご理解・ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

平成 23 年

街なみ整備調整部会　会長　石井 敬一

（協力：大和市）

まちづくりのテーマ

人と人とのつながり・ふれあいをたいせつにした

古(いにしえ)と未来をつなぐ生活文化の創造

1. 人と人との**つながりとふれあい**をたいせつにする
2. 地域文化を活かし**地域への愛着**をはぐくむ
3. 新たに地域に根ざす**質の高い生活文化**をつくりだす

街なみ整備の考え方

人と人とのつながり・ふれあいを生み出す

次代へ継承するしつらえ

1. **おもてなしの空間**を演出する
2. **地域の大切な場所や時間を発見し**次代へつなぐ
3. 人にわかりやすい**まとまりある街なみ空間**をつくる

歩行者の回遊性

東側商業地における歩行者等の回遊性は、街のメインストリートを中心として展開されると考えます。とくに、東口駅前広場より大規模商業施設（ジャスコ）、あるいは、駅前複合ビルへの経路にあたる駅前広場北側の街区は、「面」としての回遊性も期待されます。

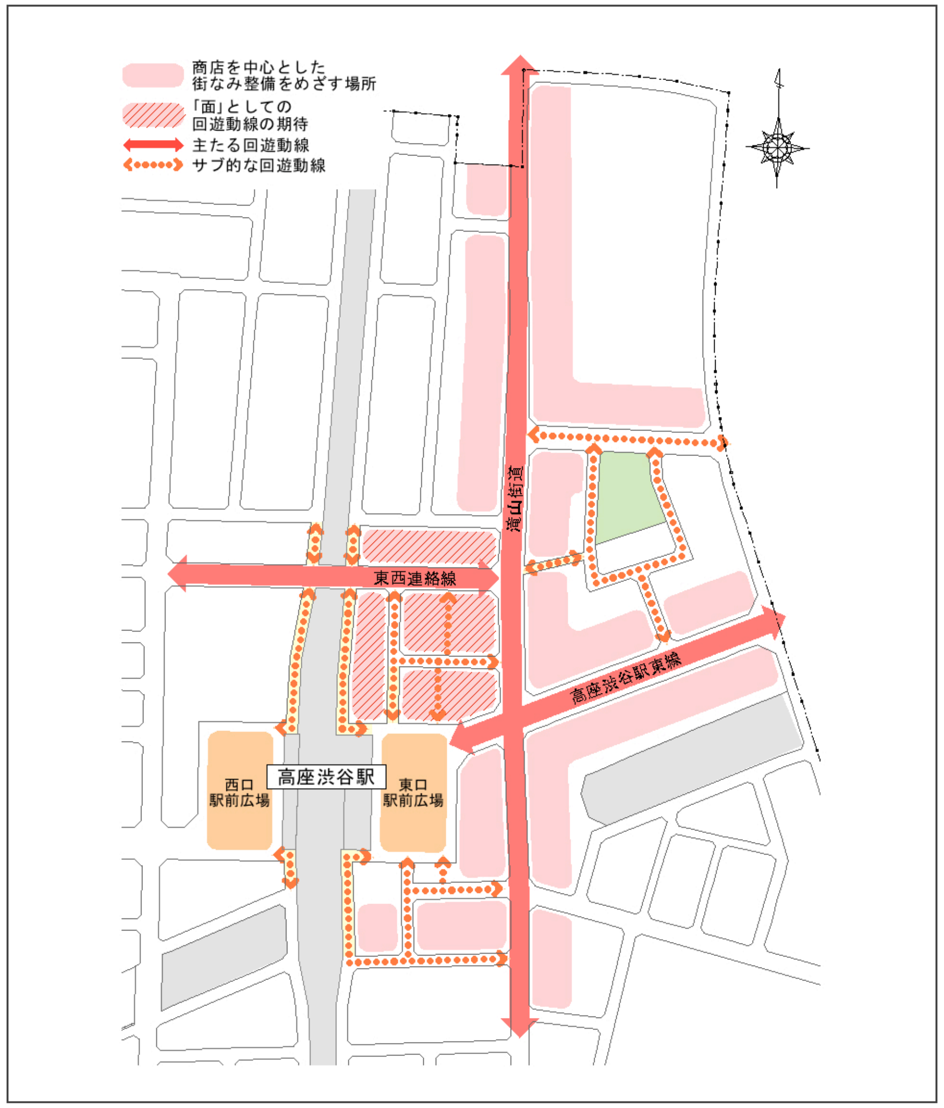

街のエリア区分

賑わいある街なみをつくるために、三つのエリアに街を区分します。

Ⅰ.滝山街道沿いエリア

＊一部、街並み整備を積極的に推進する「重点地区」を含む

Ⅱ.駅前広場北側エリア

Ⅲ.駅前広場周辺及び高座渋谷駅東線沿いエリア

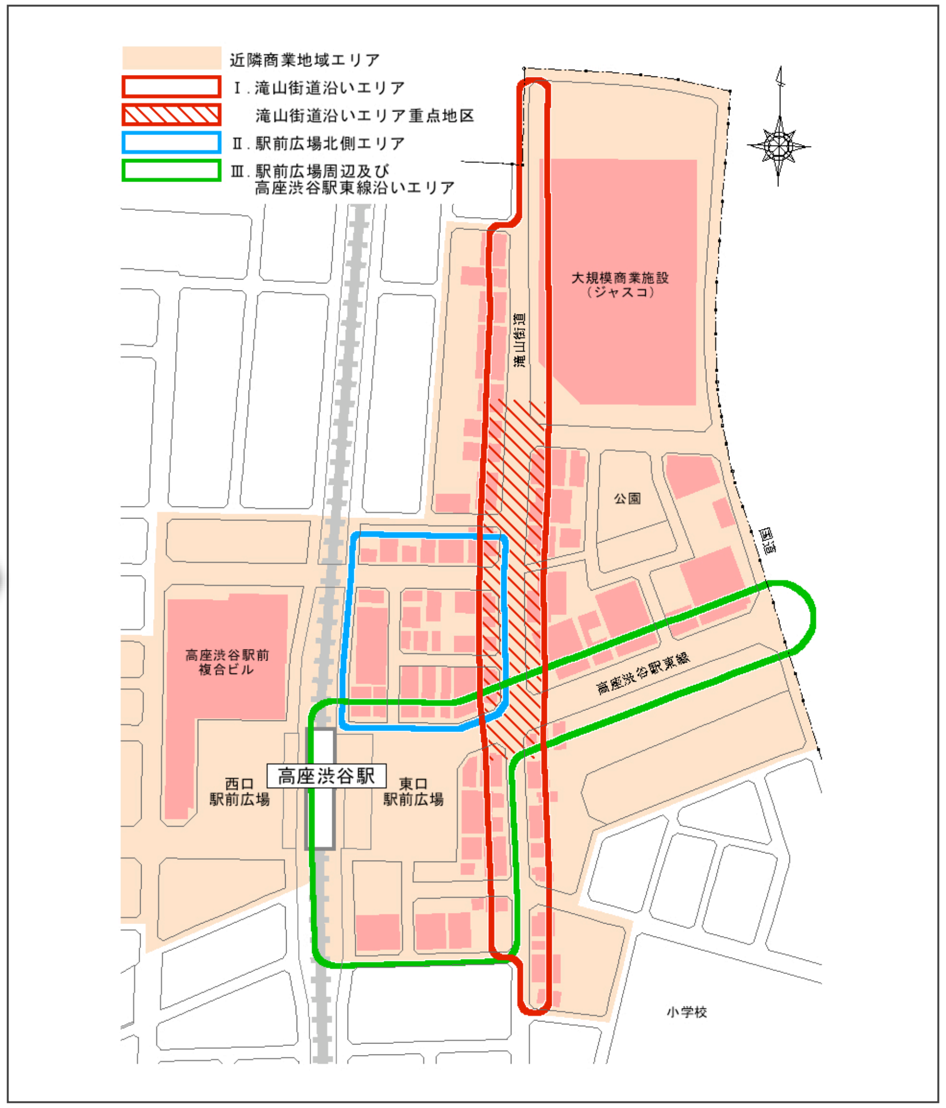

エリアの特性と街なみ整備方針

Ⅰ.滝山街道沿いエリア

【エリアの特性】

滝山街道沿いエリアは、街の主要幹線、かつ、商業施設等により街の賑わいを演出する滝山街道を中心としたエリアです。
（一部、大規模商業施設（ジャスコ）南側の道路を含めます。）
このエリアの一部区間については、街並み整備を積極的に推進する重点地区として、広幅員の歩道が確保されます。

【街なみ整備方針】

- ○通り沿いの建築物の１～２階は、店舗を配置する
- ○建築物の前面は、周辺と調和した庇を連続させる
- ○建築物のデザインには、街の個性を際だたせる『和のテイスト』を取り入れる

Ⅱ.駅前広場北側エリア

【エリアの特性】

駅前広場北側エリアは、駅前広場、滝山街道及び東西連絡線に面したエリアです。
このエリアは、駅あるいは高座渋谷駅前複合ビルから、東側商業地の北側に立地する予定の大規模商業施設（ジャスコ）や、その後背に控える住宅地等への経路にあたり、多くの人がエリア内を回遊する可能性があります。

【街なみ整備方針】

- ○地域の憩い(コミュニティ)の場をつくり出す
- ○エリア内は２階程度の低層建築物による街なみをめざす
- ○飲食関係を中心とした店舗構成をめざす
- ○できる限り駅前広場からエリア内の道路へ通り抜けられる「露地空間」を創出する

Ⅲ.駅前広場周辺及び高座渋谷駅東線沿いエリア

【エリアの特性】

駅前広場周辺及び高座渋谷駅東線沿いエリアは、駅前広場周辺、かつ、高座渋谷駅東線を含めたエリアです。このエリアは、駅から商業地の東側に立地する大規模団地(いちょう団地等)や南側の住宅地にいたる経路にあたるため、通勤通学等日常的に多くの人が通行する可能性があります。
このエリアについては、電線類の地中化も予定されています。

【街なみ整備方針】

- ○特徴ある店舗を配置する
- ○街なみと連続した駐車場、駐輪場を確保する
- ○駅前広場から、滝山街道およびその周辺へ歩行者等動線を連続させる

建築物のデザインルール

共通ルール

各エリアにおける建築物の共通ルールは、以下の３点とします。

1 *通りに面して商店を配置する。*

2 *壁面後退部と前面の歩道、及び、商店入口等は、段差のない連続した仕上げとする。*

3 *看板や広告は、街なみの雰囲気を壊さないよう配慮したものとする。（図 1 参照）*

○壁面看板は、横長の場合は高さ 1m 以下、縦長の場合は、幅 1m 以下とする。
○袖看板は、幅 50 cm以上、長さは 1～1.5m とし、設置高さは、地上から 3～10m とする。
○屋上看板、独立ポール看板、電飾看板は避ける。

滝山街道沿いエリアのルール

滝山街道沿いエリアにおいては、以下の項目を加え、賑わいとまとまりのある街なみ形成をめざします。
とくに重点地区においては、より積極的に街並み形成の推進をはかることとします。

4 *１階部分に、隣接する建物と連続する「庇」を設ける。（図 2・3 参照）*

○「庇」の奥行は、50cm 以上とする。
○「庇」の軒先高さは、2.2m～3.0m 程度とする。

5 *建物の壁面等は、モノトーン色、または、「和」を感じる色彩とする。（図 4 参照）*

※モノトーン色とは「白・灰色・黒」を、「和」を感じる色彩とは、わが国の伝統色にある土や木・花などの自然色をいう。
※なお、建物壁面等の色彩は、大和市の色彩基準等を守ることとする。

6 *「和」のテイストによる建物デザインを創意工夫する。*

※「和」のテイストには、開口部・壁・屋根等のデザインにおいて、伝統的なものだけではなく、現代的な明るいイメージによるものも含む。

7 *滝山街道に面して駐車場を設ける場合は、街なみの連続性に配慮した計画とする。*

滝山街道沿いエリアの街なみ整備イメージ

滝山街道沿いエリアの「庇」イメージ

図１　看板・広告の設置例

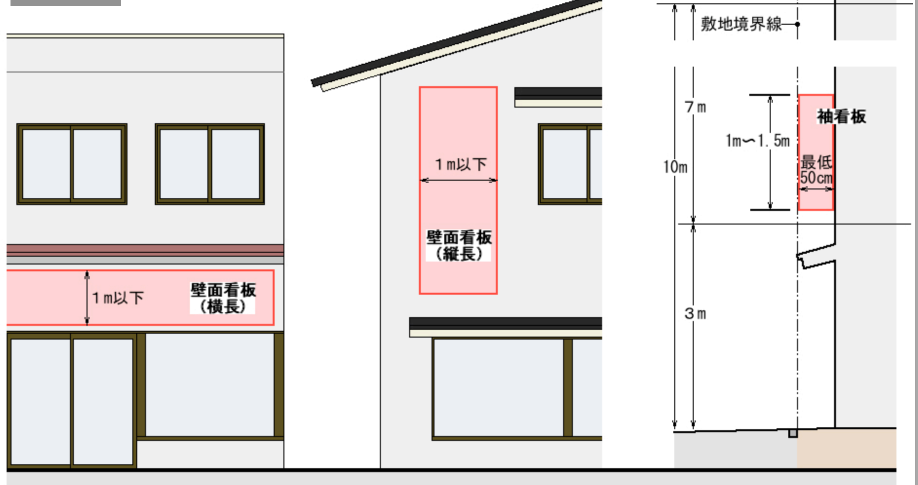

図２　「庇」の設置　＊「庇」の色：無彩色、又は、素材の自然色

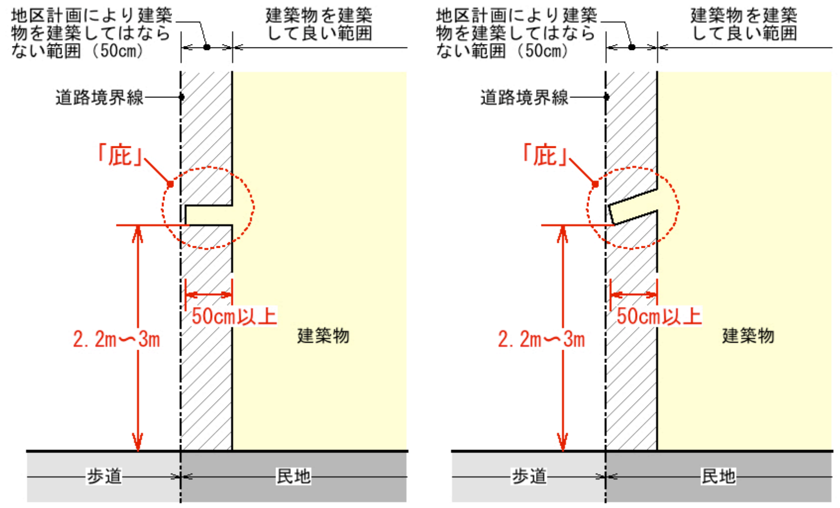

図３　「庇」設置のイメージ

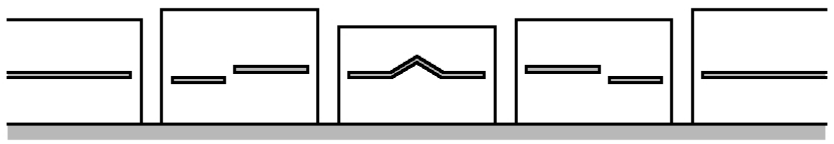

図４　「和」を感じる色彩の例

連絡先：街なみ整備調整部会（石井敬一 090-5762-8762）　平成 23 年　改訂版